2019 年度(平成31年度)の税制改正提言

2018年9月 公益社団法人リース事業協会

- 1. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】 【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本 国とアイルランドとの間の条約】
 - 1974 年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義 を最新の OECD モデル租税条約(2017 年)に合わせること。

2. 設備投資減税の延長・拡充 【国税・地方税】

- 適用期間(2019年3月31日まで)を迎える設備投資減税制度について、設備投資を活性化するために必要な制度であり、適用期間を延長するとともに、制度を拡充すること(税額控除率・控除上限額の引き上げ、リースで対象設備を導入する場合の固定資産税等の減免措置【地域未来投資促進税制】等)。
 - 中小企業投資促進税制
 - 中小企業経営強化税制
 - 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
 - 地域未来投資促進税制

3. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】

• 「生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靭化税制(仮称)」などの新たに創設される設備投資減税(国税・地方税)について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上